

国のエネルギー政策に関する意見書

資源小国である我が国が、国民生活を豊かにし、経済活動を支え発展させるためには、電力の安定かつ経済的な供給が最重要課題であることから、原子力をはじめとする我が国のエネルギー政策は国の責任において推進すべきものであり、今日まで国策として取り組んできたところである。

福島県においては、これまで明治の水力発電所の開設以来、火力発電所さらに原子力発電所の開発に協力し、我が国の明治、大正、昭和、平成のエネルギー需要を賄ってきた。

とりわけ、昭和46年3月、福島第一原子力発電所1号機の営業運転が開始されて以来現在では10基の原子炉を有し、原子力だけで約970億KWhを東京圏に送電する我が国有数の原発立地県となっている。

これは、立地町をはじめとする地元地域や福島県が、国の原子力政策に対する理解と協力のもとに、地域振興の観点から真摯に取り組んできたからにほかならず、その理解と協力があったこそ、今日の我が国の発展があると言っても過言ではない。

このような経緯がある中で、過般、東京電力株式会社が、新規電源開発を凍結するとの公表がなされたところであるが、一企業の経営論理によって地域の将来展望が揺らぐようなことがあってはならないのであり、これは、これまで国策に協力してきた福島県及び立地地域の信頼を大きく損なうものである。

よって、国においては、原子力をはじめとする我が国のエネルギー政策全般について、長期的ビジョンを明確に示されるとともに、国民はもとより本県や地元に対し理解が得られるような努力を、国の責任において積極的に行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年3月22日

内閣総理大臣
経済産業大臣 あて
資源エネルギー庁長官

福島県議会議長 三保恵一